

「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」の決定に関連する  
建設コンサルタント業務等における入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」（令和7年2月18日付け土技第1402号）により、令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

## 1. 令和7年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等について

令和7年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等（測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 令和7年3月1日以降に予算執行伺いを決裁するもの

令和7年3月1日以降に予算執行伺いを決裁する建設コンサルタント業務等については、新技術者単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新技術者単価を適用して見積りをした上で、入札（プロポーザル方式においては見積合わせをいう。）を行うよう周知すること。

### (2) 令和7年2月28日以前に予算執行伺いを決裁しているもの

「「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について」（令和7年2月19日付け土技第1416号）（以下「特例措置通知」という。）第二に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

## 2. 特例措置通知第二に基づく具体的な対応について

### (1) 措置の運用基準

業務委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請求（特例措置通知第一に規定する請求をいう。以下同じ。）を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### (2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。